

令和6年度9月補正予算債務負担行為の概要

事 業 名	担 当 課
指定管理者制度に基づき指定管理者に委託する鳥取市青谷町特産物加工販売施設の管理運営費	農政企画課

[単位:千円]

限 度 額	期 間	財 源 内 訳				
		国	県	起 債	そ の 他	一 般 財 源
33,883	令和7年度～11年度					33,883

【事業の目的】

地方自治法第244条の2第3項、鳥取市青谷町特産物加工販売施設の設置及び管理に関する条例及び鳥取市公の施設に係る指定管理者の指定の手続きに関する条例の規定に基づき指定管理者制度を導入することで鳥取市青谷町特産物加工販売施設の運営における、民間事業者等の創意と工夫に基づいた質的向上と効率化を図る。（農林水産物等を原料に用いた特産加工品の研究開発と加工品の製造販売及び市内で生産・採取された農林水産物や特産品を展示・直販し、農林水産物の高付加価値化、農業者の生産意欲の向上、また地域住民や外来者の交流等により、農業・農村の活性化を図ることを目的とする。）

【事業の内容】

指定管理者に以下の業務を委託する。

- ①事業の実施に関する業務（特産加工品の開発研究・製造販売）
- ②施設及び設備の維持管理に関する業務（玄関等の開閉・施錠、清掃、設備保守及び軽微な修繕）

【これまでの関連する取組】

現指定管理者	株式会社風土資産研究会（指名）
前回債務負担額	令和6年度 6,131千円（指定管理期間 1年）
指定管理料	令和6年度 6,131千円

【今後の取組】

- 9月議会で債務負担行為の議決を得た後のスケジュールは次のとおり。
1. 公募を実施。
 2. 指定管理者選考委員会を開催し、指定管理者候補者の選定。
 3. 12月議会で指定管理者の指定議決。
 4. 12月議会議決後、指定管理者の指定及び告示。
 5. 2月中に基本協定書の締結。
 6. 指定管理者交代の場合、3月末までに引継ぎ。
 7. 4月1日より管理開始。